主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は、「原判決中控訴人勝訴部分を除いた部分を取り消す。被控訴人両名の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人両名の負担とする。」との判決を求め、被控訴人ら代理人は、主文第一項と同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張、証拠の提出援用認否は、被控訴人ら代理人において甲第一号証中「二、四阡参拾円夜具一組」とあるのは、Aの遺骸とともに棺に入れたものであると述べ、控訴代理人において、当審証人Bの証言、当審における控訴人思問の結果を援用すると述べた外、被控訴人らと控訴人に関する原判決の事実記載及び更正決定と同一(但し、原判決二枚目表一二行目に「c番町」とあるのを「c番町」とあるのを「「以と、同二枚目裏一行目に「脳挫減」と、同四行目に「「当と、同二枚目裏一行目に「脳挫減」と、同四行目に「第2と、同二枚目裏一行目に「上とあるのを「C」と、同三枚目裏末行及び同五枚目裏五行目に「C」とあるのを「C」と、同五枚目表三行目に「捨つて」とあるのを「拾つて」とそれぞれ訂正する。同五枚目表六行目に「、被告会社代表者D」とあるのを削除する。)であるから、これを引用する。

理 由

控訴人が昭和二八年七月三一日午後五時三五分頃丸京運輸株式会社所有の普通貨物自動車(大一二〇六一一号)を運転して、大阪市 a 区 b c 番丁 d 番地先の道路を西進中被控訴人らの末女 A に右自動車を接触させ、そのため同女が脳挫滅の創傷を受け即死したことは、当事者間に争がない。

受け即死したことは、当事者間に争がない。 成立に争のない甲第二ないし第四号証、乙第一ないし第五号証(乙第一ないし第 三号証中後記信用しない部分を除く。)、原審証人C、Eの各証言、原審及び当審証人Bの証言の一部(後記信用しない部分を除く。)、原審における被控訴人ら両 名各本人尋問の結果、原審及び当審における控訴人本人尋問の結果の一部(後記信 用しない部分を除く。)、原審における検証の結果を総合すると、本件事故発生の 前記場所は東西に通ずる通称溝の川筋を御堂筋から西へ約八二メートル余入つた道 路上で、右道路は、巾約八メートルの平坦な直線道路で、道路の両端はそれぞれ 五メートルの石畳で舗装され、中央部分約五メートルがアスファルトにより舗 装されている人道と車道の区別のない道路であつて、道路の両側には各種商店、飲 食店が並んでいるが見透しは良く、歩行者、自転車の通行は相当あるが、自動車の 往来は比較的閑散な場所である。控訴人は、前記貨物自動車を運転して同日午後五 時三五分頃時速約一〇キロメートルの速力で前記道路を東から西に向い進行中、前 方注視の義務を怠つたため、たまたま本件事故現場の北側の被控訴人ら方から大人 用の下駄を履いて出て来て近所の駄菓子屋へ行くため右道路の北側中央寄りを西に 向つて歩いていた被控訴人らの六女A(満四才)の姿に気がつかず、自己の運転し ていた前記貨物自動車の右前泥除けの部分を同女の後から突き当てて顛倒させ、右 側後車輪で頭の部分を轢き、脳挫滅により同女を即死させた。当日は晴天で現場附 近には見透しを妨げるものや反対側から進行してくる自動車もなかつた。以上の事 実を認めることができる。乙第一ないし第三号証の各記載、原審及び当審における 証人Bの証言、控訴人本人尋問の結果中右認定に反する部分は、前掲の他の証拠と 対比して信用しない。控訴人は、被害者Aは、事故発生当時大人の下駄を履き自宅 表の道路で遊んでいたが、控訴人の操縦する貨物自動車が東から進行して来てその 場を通り過ぎた瞬間、アスファルトの窪地に足を踏み入れて顛倒し、右貨物自動車 の後車輪に触れて死亡するに至つたと主張し、原審における検証の結果によると、 本件事故により被害者Aが顛倒させられた附近にはアスファルトのはがれたところ や凹んだところがあつたことを認めることができるが、被害者Aが控訴人主張のよ うに顛倒したため本件事故が発生したとの主張にそう原審証人Bの証言、原審及び 当審における控訴人本人尋問の結果は、原審証人C、Eの各証言、原審における被控訴人F本人尋問の結果と対比して信用できないし、他に右主張事実を認めて前記 認定をくつがえずに足る証拠はないから、右主張は採用することはできない。そう すると、控訴人は自動車の運転者として当然なすべき前方注視義務を怠り、自己の 運転する貨物自動車の進路を歩いて居たAを認めることができず、従つて何ら危険 を防止する手段をとらなかつたため本件事故を発生させたことが明らかであるか ら、控訴人には過失の責があるといわなければならない。

控訴人が、被害者A及びその両親である被控訴人両名に与えた精神的損害及び被

控訴人Fに対して加えた財産的損害を賠償する義務があると認めるその余の理由、被控訴人両名の請求する慰謝料及び損害金の金額中、原判決の認定した限度で正当として認容すべきものとする理由及び控訴人の被控訴人両名に幼児の監護義務を尽さなかつた過失かあるとの主張を排斥すべきものとする理由は、次に掲げるものを付加する外、原判決の理由記載と同一(原判決七枚目裏八行目から同九枚目まで。但し丸京運輸株式会社に関する部分を除く。)であるから、これを引用する。

- (3)、最初に掲げた判例の見解によると、被害者が傷害を受け死亡するまで意識があつた場合には、請求権行使の意思を表明することができるが、即死の場合や人事不省に陥つたまま死亡した場合には権利を行使することができないで慰謝料請求権の相続性を欠くこととなり、不法行為により被害者が傷害を受けたが死亡するまで意識があつた場合よりも、即死又は人事不省に陥らせたまま死亡させたような重大な結果を与えた場合にかえつて被害者やその相続人に不利益な結果を生ずることとなり、きわめて不当である。

既に認定したところにより明らかなように、被害者Aは本件事故当時満四才の幼児であつたが、満四才の幼児であつても、本件事故がなけれは将来永く生存し得たであろうに、本件事故により若い生命を奪われたのであるから、重大な精神的損害

を被つたものというべきであつて慰謝料請求権を取得することは勿論であり、被控訴人両名は父母として右請求権を当然相続したものというべきである。 被控訴人両名は、前認定のように本件事故により愛児を無惨な死により失つたのであるから、これにより禁禁しませれ来度を知るようのように、

被控訴人両名は、前認定のように本件事故により愛児を無惨な死により失つたのであるから、これにより精神上重大な苦痛を被つたものというべく、前に説明したとおり、相続による慰謝料請求権とは別に、控訴人に対し民法第七一一条による固有の慰謝料請求権を有することは明らかである。又被控訴人Fは、被害者Aの扶養義務者であるから、同人がAのため営んだ葬式に要した費用は、本件事故により被つた財産上の損害というべきであるから、控訴人に対しその損害の賠償を求めることができるものといわなければならない。

これ ことも しいこい かなけれはならない。 以上と同趣旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、民訴法第三八四条第九五条第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 熊野啓五郎 裁判官 岡野幸之助 裁判官 山内敏彦)